

## 福井と関西の連帯した力で

# 「虚構の安全」による大飯3・4号再稼働を許すな！ 全原発を止めたまま、脱原発政策を具体化せよ！

原発重大事故を繰り返すな！

使用済核燃料をこれ以上増やすな！

原発再稼働より電力需要のピークカットを！

野田政権は、暫定的な安全基準を定め、「関電管内は今夏電力不足に陥る」と煽り、大飯3・4号の運転再開を福井県とおおい町に要請しました。これは虚構の論理に基づく運転再開策動にすぎません。

急ごしらえの暫定基準は場当たりの津波対策にすぎず、防潮堤や免震重要棟の建設は計画だけでよいとするものです。実際に必要なことは、原発の安全基準そのものに重大な瑕疵があって、それを根本から解決することです。すなわち、立地審査指針、安全設計審査指針、耐震設計審査指針など安全基準体系全体を抜本的に改定することです。

その前提として、「原子力推進を目的に掲げ原子力村の利害と一体になっている原子力安全規制体制」を抜本的に構築し直すことが不可欠です。「脱原発を目的に掲げ原子力推進行政から独立した原子力規制組織」を発足させ、その下で安全基準を抜本的に改定させることが必要です。今国会に上程されている原子力組織制度改革法案による原子力規制庁は、原子力基本法に明記された「原子力の研究・開発及び利用を推進すること」を目的としており、これまで通りの原子力推進を担うための規制組織に過ぎません。このような法案は廃案にし、「脱原発を目的とする安全規制組織」を作り直すべきです。

そのためには、政府の原子力政策を脱原発へ抜本的に転換させることが不可欠です。菅政権は昨年7月13日の記者会見で、「原発に依存しない社会を目指す。つまり計画的、段階的に原発依存度を下げ、将来は原発がなくてもきちんとやっていける社会を実現していく。」と、「脱・原発依存」政策を打ち出しましたが、野田政権は9月13日の所信表明で、

「中長期的には、原発への依存度を可能な限り引き下げていく、という方向性」へ後退させ、大飯3・4号を手始めに、原発の運転再開へと大きく舵を切ろうとしています。これを許さないためには、福島第一原発重大事故の国家責任と安全行政の瑕疵を徹底的に追及しなければなりません。二度と同じ過ちを繰り返さないための抜本的措置を求め、それができない限り運転再開を認めない運動を強めて行かねばなりません。この闘いを通して、政府の原子力政策を脱原発・脱再処理・脱プルトニウム路線へ転換させていかねばなりません。

野田民主党政権は揺らいでいます。民主党内でも「運転再開は時期尚早」と反対の声が上がり、民主党議員連盟の「脱原発ロードマップを考える会」が4月12日に発足しています。これは次期衆院選での民主党惨敗を懸念しての動きだと言えます。

橋下維新の会は4月10日、次のような運転再開8条件(後に「提言」へ変更)を公表し、次期衆院選で争点化させると政権を揺さぶっています。 原子力規制庁設置、新体制による安全基準の作り直し、新基準にもとづくストレステスト(耐性試験)実施、事故を前提の防災計画と危機管理体制、原発から100km圏内の住民同意を得て府県と安全協定の締結、使用済核燃料最終処理体制の確立、電力需給の徹底検証、損害賠償など原発事故リスクで生じる倒産リスクの最小化。

京都府・滋賀県の両知事も4月17日、「国民的理解のための原発政策への提言」として、次の7項目を政府に共同提出しています。原子力規制庁の早期設置と電力需給状況を検証する第三者委員会の創設、福島第一原発事故の詳細データ・事故原因の共同提言および電力需給情報の徹底公開、福島事故を踏まえた安全性実現、福島事故調査が終わらない段階での稼働の緊急性の証明、

脱原発依存への工程表の明示、使用済核燃料処理体制の確立、福島事故を踏まえた事故対応の確立、福島事故被害者の国による徹底救済、福井県への経済面など全面的配慮。

これらの条件や提言は極めて積極的なものです。が、設置予定の原子力規制庁に対する評価が甘く、安全基準の改定内容の要求が抽象的であり、「使用済核燃料最終処理体制の確立」が原発推進と不可分であることが十分検討されたとは言えません。

若狭ネットは以下の10項目を政府との争点とし、大飯3・4号炉の再稼働に反対していきます。

政府は原子力安全行政の瑕疵を認め、福島第一原発重大事故の国家責任を明確にせよ

班目原子力安全委員長は今年2月15日の国会事故調査委員会で、「今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ない」と行政的責任を認めています。ところが、原子力安全規制当局は、一貫して「無謬性」を主張し、私たちとの3月23日の交渉でも、法律に則って粛々と手続きを進めただけであり、瑕疵はないと言い張っています。「長時間の全電源喪失は考えなくてもいい」とする安全設計審査指針が間違っていたからこそ、電源車の高台設置などの緊急対策を電力会社に指示したのではなかったのでしょうか。原子力安全・保安院が急ごしらえした、このような「安全基準」を一体誰が信用すると思っているのでしょうか。

原子力損害賠償法では、過失の有無にかかわらず東京電力に無制限の賠償責任を負わせていますが、原子力安全指針類に重大な瑕疵があり、原発推進路線に沿って地震・津波を過小評価し、原発重大事故の危険を過小評価してきたことは明白であり、福島第一原発重大事故を引き起こした責任は国にもあります。野田政権に国の瑕疵と責任を明確に認めさせる必要があります。

脱原発政策への転換方針を再確認し、全原発停止下で脱原発の工程表を作り、実施せよ

野田政権は「脱・原発依存」政策を菅政権から引

継ぎながら、昨年12月9日にはベトナムやヨルダンなどとの原子力協定を締結して原発輸出へ食指を伸ばし、原発推進へ舵を戻そうとしています。まず行うべきは、原発の再稼働ではなく、脱原発政策への転換を政府として打ち出し、その筋道を工程表として明らかにすることです。その中に、新しい原子力規制体制の整備、安全基準の抜本的改定、安全審査のやり直し、老朽原発の廃炉、安全基準に満たない原発の廃炉を組込むべきです。この工程を通らない原発の運転再開など論外です。

原子力組織制度改革法案を廃案にし、脱原発のための原子力安全規制体制を構築せよ

現在国会に上程されている原子力組織制度改革法案では原子力基本法の目的に変更はなく、新たに発足する原子力規制庁は「原子力の研究・開発及び利用を推進すること」を目的として規制行政を実施することになっています。その予算も原発推進のための電源開発促進税で賄うとしています。これでは、基本的に何も変わりません。

当初喧伝された「40年運転で廃炉」の条項は「40年運転ライセンスで、申請により20年寿命延長可」と同等であり、米国並みの60年運転路線と同じです。また、基本設計までは原子炉等規制法、詳細設計以降は電気事業法で規制していたものを原子炉等規制法に統一したのはいいのですが、原子炉等規制法の中に電気事業法で記載されてきた内容をそのまま写し込んだため、商業用原発とそれ以外の原子炉とで全く異なる規制内容になるというダブルスタンダードになっています。たとえば、商業用以外の原子炉では毎年1回定期検査を受けることになっているのですが、商業用原発では定期検査間隔を24ヶ月まで延長することが可能になっており、定期検査項目をオンライン検査に移行させて定期検査期間を短縮することもできるようになっています。機器・配管類にヒビが入っていてもそのまま運転継続できる維持基準と健全性評価制度もそのまま電気事業法から転写されています。さらに、これまでなかった大型機器の米国式事前認証制度が導入され、原発輸出や原発新增設が行いやすくなっています。最

新の知見を反映させた基準に適合(バックフィット)させるという謳い文句も、運転段階の原発に求められる技術基準への適合が義務づけられるだけであり、基本設計にさかのぼってバックフィットを義務づけるようにはなっていません。『規制強化』とは名ばかりで、実態は『規制緩和』そのものです。

自民党総務会は4月13日、「原子力規制委員会」設置法案を対置し、民主党より独立性の高い公正取引委員会のような三条委員会とするよう求めています。しかし、今問われているのは、「行政一般からの独立」ではなく、「原発推進行政からの独立」です。これまでのような『原発推進のための規制』ではなく、『脱原発のための規制』が行えるようにしなければなりません。その意味で、原子力政策を脱原発へ転換させること、脱原発を進めるための規制組織を作らせることが問われているのです。政府が原発推進政策を維持していれば、省庁から独立していても原発推進のための規制行政になるのは必至です。

原子力組織制度改革法案を廃案にし、原発推進行政から独立した、脱原発を目的とする原子力安全規制体制を構築すべきです。職員も原子力安全・保安院や文部科学省からの派遣ではなく、異動のない専門家集団にすべきです。

暫定的安全基準を破棄し、安全基準の全面的かつ抜本的改定を行え

野田総理など4閣僚で決めた暫定的な安全基準は、「瑕疵のある安全審査指針類」を全面的かつ抜本的に改定したものとはほど遠く、電力会社に指示した緊急の津波対策を「安全基準」であるかのように取り繕ったにすぎません。求められている安全基準は立地審査指針、安全設計審査指針、耐震設計審査指針などすべての指針類に及ぶ広範囲の安全基準の全面的で抜本的な改定です。数日でできるような代物ではなく、耐震設計審査指針の改定がそうであったように改定には何年もかかりますし、一部は福島第一原発重大事故の原因・経過を詳細に分析評価して初めて改定できるものもあります。その間、瑕疵のある安全審査指針類で許可された原発は一旦認可を取り消すのが筋です。そうでなければ、重大

事故を防ぐことはできません。

たとえば、現行指針では一つの機器で事故が生じた際に他の機器がすべて健全だと仮定して事故を収束できるかどうかを解析していますが、地震・津波などの共通原因により複数の機器で一斉に事故が発生するような状態は想定されていません。福島では実際にそれが起こったし、安全解析で機能すると想定された機器は全く機能しませんでした。耐震設計では重要な機器さえ破壊されなければ重大事故に至らないとの想定でしたが、海水ポンプという重要でない機器が破壊されたために通常の冷却システムが全く使えなかったのです。動かないと評価された活断層も今回活動し、活断層評価における過小評価も暴き出されました。地震動評価もさまざまな仮定を置いて過小評価されています。これらすべての安全審査指針類 = 安全基準が、今回の福島第一原発重大事故を全面的に総括する中で、根本から体系的に改定されなければ、安全を確保することなどできません。これまでのように原発推進の利害に捕らわれてはダメです。脱原発への政策転換を行い、脱原発を進める観点から安全基準を改定しなければ、抜本的な改定にはなりません。それほど深刻な改定が求められているのです。何年かかろうと、全原発を止めたままで、改定作業を真摯に進めるという政治決断をしなければ、『安全審査指針類の瑕疵』の責任をとることはできません。野田政権が福島第一原発重大事故に関して国の瑕疵を認めない理由の一つはここにあるのではないのでしょうか。

運転30年超の原発を即刻廃炉にせよ  
美浜発電所を即刻閉鎖せよ

美浜発電所は、1号が運転開始から42年目(運転開始1970年11月)、2号が40年目(同1972年7月)、3号が36年目(同1976年12月)になります。しかも、1号は燃料棒折損事故(1973年3月頃)、2号は蒸気発生器細管ギロチン破断事故(1991年2月9日)、3号は復水系配管破断・死傷事故(2004年8月9日)と全機で大事故を起こしています。とくに、3号の事故では、吹き出した熱湯による死者5名、重軽傷者6名と深刻な結果を招いています。被災者とその家族の

心と体の傷は今なお癒えないことでしょう。美浜原子力発電所はこのまま閉鎖すべきです。

ところが、今年40年目の美浜2号について、原子力安全・保安院は4月13日、専門家会合を開き、さらに10年間の運転延長申請の検討を始めました。4月23～25日には現地立入検査を行い、40年超運転を認めようとしています。安全審査指針類等の瑕疵で福島第一原発重大事故を防げなかった原子力安全・保安院が、その責任を反省するどころか、これまで通りの「安全行政」を進めようとしているのです。細野原発相は当初「原則40年で廃炉だ」と主張していましたが、今回の動きには全くクレームをつけず、黙認しています。国民をだまし続けることはできません。即刻、美浜発電所を閉鎖すべきです。

既存原発の安全審査をやり直し、  
改定基準に満たない原発を廃炉にせよ

現行の安全基準には重大な瑕疵があり、全面的かつ抜本的な改定を必要としています。福島第一原発重大事故は、運転中の全原発について安全が保証されておらず、新しい安全基準で再審査し、来るべき地震・津波に耐えられるかどうか、想定外のさまざまな多重故障に耐えられるかどうかについて、再審査すべきことを示しています。そして、新基準に満たない原発は廃炉にすべきです。安全基準が改定され、新基準での再審査が完了するまで、原発は1基たりとも動かすべきではありません。

再処理・プルトニウム利用路線を撤回せよ  
原発推進のための中間貯蔵施設を立地するな

原発の運転には原子炉に核燃料を装荷する必要がありますが、運転後に生じる使用済核燃料については「再処理してプルトニウムを取り出し、高速増殖炉等の燃料として使う」ことが大前提となっており、燃料装荷に際して、どの再処理工場へ搬出するかを明示する仕組みになっています。ところが、六カ所再処理工場の処理能力を超える使用済核燃料が生み出されること、高燃焼度燃料やMOX燃料の再処理技術が開発されていないことなどから、搬出時までに搬出先を確定すればよいという「虚構の再処

理」を前提として新燃料が装荷されるようになったのです。六カ所再処理工場も、高速原型炉「もんじゅ」も、事故続きで計画はすでに破綻しています。これ以上、危険な技術に巨額の浪費をし続けるのはやめるべきです。そして、「再処理・プルトニウム利用路線」から撤退すべきです。

すると直ちに、使用済核燃料は「有用な資源」から「捨て場のない危険極まりない核のゴミ」に転嫁します。ここで、もし、使用済核燃料の最終処理体制が確立するまでの中間貯蔵施設ができれば、一番喜ぶのは電力会社です。歴代政権による核武装準備政策はさておき、電力会社がコストのかかる再処理路線をとった一番の理由は、使用済核燃料の搬出先を確保することだったからです。脱原発政策とリンクしない中間貯蔵施設は原発推進のための施設になるだけです。

原子力政策を脱原発へ転換することが何よりも大切です。その下で、安全基準の瑕疵を解決し、国民的合意により使用済核燃料最終処理体制を確立させること、それまでは原発の運転を一切認めず、使用済核燃料をこれ以上生み出させないことです。

福井県知事は電力消費地に原発立地点の痛みを分かち合うことを求めています。それは、電力消費地が使用済核燃料の中間貯蔵施設の立地を受け入れることではありません。原子炉で発生した使用済核燃料は溶融事故の起こりうる最も危険な5～10年の間は原子炉建屋内の貯蔵プールで冷却し続ける以外にないのです。中間貯蔵施設でのキャスク貯蔵は崩壊熱がかなり下がってからの話であり、原発での炉心溶融事故や使用済核燃料貯蔵プールでの溶融事故の危険は、運転に歯止めがかからなくなる分だけ一層強まると言えます。地獄への道は善意で敷き詰められているのです。福井など原発立地点との真の連帯は、原発を全面停止し続けること、使用済核燃料をこれ以上生み出さず、炉心溶融事故の危険を一掃すること、電力消費削減と再生エネルギーへの転換を都市部で全力で進め、原発立地点の脱原発社会への移行を都市部が全力で支援することです。「原発を動かすために都市部で中間貯蔵施設を引き受ける」というのは美談のように聞

こえますが、全く違います。重大事故と放射線被曝の危険を原発立地点に一層強く押しつけ、脱原発社会への移行を一層困難にし、原発のくびきに立地点住民を一層強く縛り付けることにほかなりません。

東京電力を国有化し、全原子力被災者に補償を発送電を分離し、再生可能エネルギーの普及強化を

東京電力による事故責任の回避、情報隠し、補償切り捨て・値切りは、ひどいものです。あれだけの重大事故を起こしながら、官僚以上に官僚的な姿勢で居直り続ける東京電力は国有化し、国が前面に立って原子力被災者に全面的な補償を行うべきです。東京電力に無過失・無限の賠償責任があるとはいえ、国が被災者の生活と健康を保障し、東京電力に強制的に賠償させなければ何も前に進みません。被災者の我慢はすでに限度を越えています。

東京電力の国有化を契機に、発送電分離へ進むべきです。原発全面停止による電力不足は、極短時間のピーク電力をカットすればすむ程度ですが、送電網を電力会社が独占しているために起きているとも言えます。関西電力は自社の利潤追求しか念頭がなく、LNG火力の建設計画を意図的に先送りし、原発依存からの脱却をサボタージュし続けています。送電網独占をテコにPPS(特定規模電気事業者)の新規参入を阻害し続け、豊富にある自家発電など余剰電力を無駄にしています。再生可能エネルギーは今も発電単価が高くても重大事故による壊滅的な放射能災害はもたらしません。百万kW級原発1基からは広島型原爆1千発分の死の灰が毎年生み出され、孫子の代まで放射能災害の危険が及びますが、再生可能エネルギーではそのような危険はなくせます。再生可能エネルギーを利用しようとしても家庭電力消費者には電力会社を選択する自由がなく、自由化された電力市場でもPPSの参入が妨げられているため、選択権は事実上ありません。再生可能エネルギーを高価で買い取っても、重大事故の賠償額と比べれば格段に安いと言えます。風力、太陽光・熱、波力、地熱、バイオなど再生可能エネルギーが普及すれば経済が活性化し、雇用が生まれ、発電原価も下がります。原発立地点の脱原発社

会への移行もスムーズに進むでしょう。政府が今行うべきは、原発の再稼働ではなく、エネルギー消費削減と省エネを一層進めると共に、再生可能エネルギーの大規模な普及策を講じることです。

「放射線教育」副読本を撤回し、回収せよ  
原子力・エネルギー教育支援事業交付金制度廃止

文部科学省は、福島第一原発重大事故による放射能災害を前にして、放射線被曝の危険を人々に知らせて防護策を講じさせる代わりに、100mSv未満の被曝は健康に影響がないかのように宣伝しています。こともあろうか、それを「放射線教育」副読本にまとめ、小・中・高校の生徒一人ひとりに配布しています。教員を研修にかり出し、低線量の放射線は被曝しても影響がない、多少の被曝は我慢するように、と誤った教育をさせようとしています。これは重大事故による放射線被曝の受忍を被災者に強要し、原発推進への回帰に向けた露払いともいえます。

文部科学省に「放射線」副読本を撤回させ、回収させましょう。また、この副読本は電源開発促進税を原資とする原子力・エネルギー教育支援事業交付金で作成されています。このような交付金制度は廃止させ、原発推進教育を教育現場に持ち込むのをやめさせましょう。

電源三法を廃止し、原子力予算を大幅削減せよ  
原発廃止地点の脱原発社会への転換を支援せよ

国の原発推進予算の多くは電源開発促進税を原資としています。その元になる法律が電源三法と呼ばれる3つの法律です。立地点を買収し、原発・核燃料サイクルを推進するための電源三法を廃止させ、原子力予算を大幅に削減させましょう。そのためには、原子力政策を脱原発へ転換させることが不可欠です。脱原発政策へ転換すれば、再処理引当金などを脱原発政策に回せます。これを再生可能エネルギー普及予算として使い、原発廃止を決めた立地点にはこの予算で脱原発社会への移行を支援することもできるでしょう。すべては国に脱原発への政策転換を行わせるところから始まります。大飯3・4号再稼働阻止の闘いを脱原発へつなげましょう。